

## 水道給水管漏水修理時の費用負担区分の変更について

道路などに埋設してある配水管から各家庭の蛇口までの給水管や給水器具をまとめて「給水装置」と呼んでいます。給水装置はおお客様の財産であり、お客様に管理していただくことになっています。(水道メーターを除く。)

これまで、公道上にある給水管が漏水した場合に限り企業団が修理を行い、官民境界より先の漏水についてはお客様の費用負担で修理をしていただいていたのですが、平成27年8月1日より第一止水栓までを企業団の費用負担とさせていただきます。(ただし第一止水栓が官民境界からおおよそ1.0m以内に設置されていないときは、原則官民境界から1.0m以内を当企業団で費用負担致します。)

漏水を放置すると、水の出が悪くなったり地面が陥没する恐れがありますので、漏水を発見したら企業団に連絡をお願い致します。また、漏水箇所が第一止水栓より先であることが明確な場合は、お客様から直接、最上川中部水道企業団指定給水装置工事業者へ修理の依頼をお願い致します。

